

台風、大雨等における教育活動の中止判断基準

高知県立宿毛工業高等学校

1 平常授業及び定期試験

| 判断する時刻 | 警報等の状況 | 対応 |
|------------------------------|--|------------------|
| 前日 (終SHまで、週休日等の場合は午後6時まで) | 台風、大雨、風雪など、翌日に大きな影響が出て、公共交通機関の運休や国道56号線(宿毛市、四万十市)の通行止めなど、通学が危険な状況や通学困難な生徒が多数出ることが想定される場合 | 休校または 始業時間の変更 |
| 当日 午前6時 | <ul style="list-style-type: none"> 宿毛市及び隣接する市町村に波浪、高潮を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風警報にあっては1つ)発令されている場合 公共交通機関が始発から運休している、あるいは運休が想定される場合 国道56号線(宿毛市、四万十市)の通行止めなど、登校が危険な状況や登校困難な生徒が多数出ることが想定される場合 ※警報が2つ以上発令された場合、すぐに学校休校という判断にはなりません。当日学校で協議のうえ、『すぐーる』『ホームページ』等で連絡します。 | 休校または 始業時間の変更 |
| 始業後随時 | 大雨、風雪などの影響により、公共交通機関の運休や国道56号線(宿毛市、四万十市)の通行止めなど、帰宅が危険な状況や帰宅困難な状況が想定される場合 | 下校時間の変更 |

※当日の対応状況は学校家庭連絡システム『すぐーる』で学校から連絡します。

※6時以降学校ホームページにも掲載します。

2 土曜、日曜、休日及び長期休業中の補習や教育活動

| 判断する時刻 | 警報等の状況 | 対応 |
|--|---|------------------|
| 午前6時 (ただし、前日に判断できる場合は、終SHまで、週休日等の場合は午後6時まで) | <ul style="list-style-type: none"> 宿毛市及び隣接する市町村に波浪、高潮を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風警報にあっては1つ)発令されている場合 公共交通機関が始発から運休している、あるいは運休が想定される場合 国道56号線(宿毛市、四万十市)の通行止めなど、登校が危険な状況や登校困難な生徒が多数出ることが想定される場合 | 休講、 中止または日程変更 |

3 部活動(遠征等含む)

| 判断する時刻 | 警報等の状況 | 対応 |
|----------------------------------|---|--------------------|
| 午前中の活動の場合は午前6時、 午後の活動の場合は午前9時 | 宿毛市(遠征先含む)及び隣接する市町村に波浪、高潮を除く警報が2つ以上(特別警報及び暴風警報にあっては1つ)発令されている場合 | 休み、 遠征中止(または待機) |

※ただし、雨風や風雪の影響、通学路などの状況により、1~3以外の対応になることもあります。

4 部活動の大会や対外試合、学校外の団体等の主催による活動

- ・大会本部、団体等の決定による。
- ・部活動顧問、担当教員が本部等と連絡をとり、開催するかについて連絡。